

青森県市町村合併推進本部設置要綱

制定	平成 13 年 5 月 22 日
改正	平成 13 年 12 月 18 日
改正	平成 14 年 4 月 1 日
改正	平成 15 年 4 月 1 日
改正	平成 15 年 9 月 1 日
改正	平成 16 年 4 月 1 日
改正	平成 17 年 4 月 1 日
改正	平成 18 年 4 月 1 日
改正	平成 19 年 4 月 1 日
改正	平成 19 年 7 月 1 日
改正	平成 21 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 自主的な市町村合併を総合的に推進し、地域の取組みを効果的に支援するため、「青森県市町村合併推進要綱」（平成 12 年 10 月 30 日制定）及び「青森県市町村合併推進構想」（平成 18 年 10 月 30 日策定）に基づき、青森県市町村合併推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市町村合併の気運の醸成に関する事。
- (2) 自主的な市町村の合併の推進に関する構想に関する事。
- (3) 市町村合併に係る県の支援に関する事。
- (4) その他市町村合併の推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に推進本部の会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第 5 条 推進本部の所掌事項を整理するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は総務部長をもって充て、副幹事長は市町村振興課に係る事務を整理する総務部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を総括する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がこれを主宰する。
- 8 幹事長は、必要に応じて関係者に幹事会の会議への出席を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第 6 条 推進本部の所掌事項のうち、特定の事項を調査検討させるため、幹事会にプロジェクトチームを置く。

- 2 プロジェクトチームは、各行政分野ごとに必要に応じて設置するものとし、その組織、運営等については、幹事長が別に定める。

(事務局)

第 7 条 推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局長は市町村振興課長をもって充て、事務局次長は市町村振興課課長代理の職にある者をもって充てる。
- 4 事務局員は、事務局長が指名する総務部市町村振興課の職員をもって充てる。
- 5 事務局は、推進本部及び幹事会の会議に付すべき事項について、あらかじめ検討するとともに、本部長又は幹事長の指示する事項を処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

病院事業管理者
総務部長
行政改革・危機管理監
企画政策部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
エネルギー総合対策局長
出納局長
東青地域県民局長
中南地域県民局長
三八地域県民局長
西北地域県民局長
上北地域県民局長
下北地域県民局長
教育長
警察本部長

別表第2（第5条関係）

財政課長
人事課長
防災消防課長
企画調整課長
新幹線・交通政策課長
情報システム課長
県民生活文化課長
環境政策課長
健康福祉政策課長
医療薬務課長
保健衛生課長
高齢福祉保険課長
商工政策課長
観光企画課長
農林水産政策課長
団体経営改善課長
監理課長
道路課長
都市計画課長
エネルギー開発振興課長
出納局経理課長
教育庁教育政策課長
警察本部警務部警務課長